

別 紙

答申第13号

答 申

第1 審査会の結論

山形県教育委員会は、本審査請求の対象となった公文書のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人 ○○○○ 氏（以下「審査請求人」という。）は、平成29年10月24日、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「山形県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度（4、5、6月）分）」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「山形県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度（4、5、6月）分）」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、以下に掲げる「開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、「開示をしない理由」を付して、平成29年11月6日付け教職第441号公文書一部開示決定通知書により、同日、審査請求人に通知した。

開示をしない部分

- (1) 学校名（学校名を特定できる情報を含む）、職員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、校務分掌（担当する部活動を含む）、被害児童生徒の氏名、年齢、住所、不適切な行為、保護者の氏名等、個人に関する情報

〔開示をしない理由〕

条例第6条第1項第2号該当

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る、又は、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(2) 児童生徒・保護者からのアンケートに係る回答者及び回答内容、保護者からの意見・要望

[開示をしない理由]

① 条例第6条第1項第2号該当

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る、又は、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

② 条例第6条第1項第6号該当

学校教育に係る任意の調査、聴き取りに関する情報であって、開示をすることにより、今後の教育行政の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求人は、平成29年11月25日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 平成30年6月14日、実施機関は、条例第11条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求に係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、変更するとの決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び行政不服審査法第30条第1項の規定により提出した反論書（以下「反論書」という。）において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

① 本件処分について

本件処分は、条例、平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年（行コ）第26号事件、同第68号事件。以下「平成18年大阪高裁判決」という。）、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年（行コ）第153号事件（確定））、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）

第26号公文書非公開決定取消請求事件（確定）。以下「神戸地裁判決」という。）等に照らし、違法な非公開部分を含むものである。

② 条例第6条第1項第2号該当性について

ア (1) ①の各判決（以下「関連判決」という。）においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、公務員のプライバシーではないとされている。これらの判決により、プライバシー型の条例を有する兵庫県、神戸市その他多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は、原則公開とされてきている。

イ 条例第6条第1項第2号ただし書は、「公務員等（括弧内略）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報（開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する情報を除く。）」とし、これらの情報は公開すべきものと規定する。換言すれば、「当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報」については、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であっても公開しなければならないはずである。またそれは、関連判決において「通常他人に知られたいと認められる」公務員のプライバシーではないとされ、公開が求められているものであるから、公にしても当該公務員の「開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合」とはいえないはずである。

ウ 加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、開示されることは条例及び関連判決が予定しているところであり、教員名等の不開示は認められない。また、加害教員の識別可能性を理由とした教育委員会名、学校名、教員名等の不開示は認められない。本件処分は、関連判決を真摯に理解した上での決定とは到底思われない。

エ 関連判決に照らして不開示が認められるのは、被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。

オ 関連判決では、個人特定のための「他の情報」について、「一般人基準」を採用することを求めている。学校名や教員名を開示するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考えに立つのかもしれないが、その事自体も関連判決で否定されて

いる。教育委員会名その他の間接情報がわかると、学校名が、教員名が、ひいては児童生徒の特定が可能になるとの「ドミノ理論」も否定されている。

カ 条例第6条第1項第2号本文後段「特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」が適用されるのは、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られるのであるから、そのようなものを含まない部分には適用されない。被害児童生徒や保護者の発言や動向の多くが不開示とされているが、それだけでは高度なセンシティブ情報に当たらず、実際の記述内容に照らして例外的な事例に限り不開示とすれば足りる。

③ 条例第6条第1項第6号該当性について

関連判決において全て否定されてきているものである。「事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれ」の解釈からして、「客観的判断」や支障の程度の「実質性」が求められるはずであり、また、「おそれ」の「抽象的可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される」はずであるが、通知書では、こうした理由は主観的形式的抽象的に主張されているに過ぎず、認められない。何よりも既に学校名、教員名のみならず被害児童生徒や保護者の発言や動向についても原則公開している自治体において、「事務の適正な実施に支障」等が生じていないのである。

他自治体の審査会答申でも、司法判断でも否定されてきており、それらを参照すれば、無理筋の主張であるとすでに判断されていることも明らかである。

(2) 反論書における主張

① 弁明書の不開示理由の不当性

実施機関が、行政不服審査法第29条第2項の規定により提出した弁明書（以下「弁明書」という。）の主張は、関連判決に従わないというものであり、司法判断をないがしろにするものである。行政は司法判断に従わなければならない。他の自治体における司法判断であることは、無視してよいことの理由にならない。過去の司法判断は裁判では必ず参照されるものであり、同種の判断が重なればそれは一層の重みをもって扱われるはずだからである。

② 体罰情報が公務員個人の評価等に関わる私事に関する情報ではないこと

ア 教員が体罰により事故を起こしたという情報（加害教員の氏名を含む）は、「当該公務員の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合」にあたるという主張は、司法判断によって明白に否定されている。

また、事故報告書で氏名を開示すると、加害教員が懲戒処分等を受けたことが

明らかになることの是非も、担当裁判官は十分理解した上で教員名まで開示せよと判断しているのである。

イ 本件公文書に懲戒処分等の内容は記載されておらず、別の文書において懲戒処分の内容を開示しているとすればそれは実施機関の判断なのであるから、本件公文書の氏名開示それ自体がプライバシー侵害にならないこと、よって本件処分においてそれを理由に条例第6条第1項第2号該当を持ち出すことは不当である。

本件公文書に懲戒処分等に関する記述がないのに、それを理由に不開示とすることは、条例解釈の誤りであり違法である。平成18年大阪高裁判決は、体罰事故報告書ではなく、懲戒処分等の内容が記載された別の文書を不開示理由に該当すると判断したのであり、弁明書は、こうした明白な扱いの差異を無視している。

ウ 条例の解釈では、「ロについて、非公開の条件を付することの合理性の判断は、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も判断材料に含める趣旨である。」とあり、関連判決の存在は、「諸般の事情」、「その後の事情の変化」などの最たるものというべきである。

③ 弁明書が「特定人基準」を採っていることについて

ア 弁明書は、「市町村名、学校名及び校長名」、「加害教員名」を他の情報と合わせると「被害児童生徒を特定することができる」と主張するが、神戸地裁判決では、不開示の判断となる「他の情報」について、「一般人基準」を採用し、要保護性の高い情報を含むケースについてのみ「特定人基準」を採用しているものであり、こうした理由で全ての文書の不開示を正当化することはできない。体罰事故報告書一般に対して「特定人基準」を採ることは、関連判決に違背し、弁明書は神戸地裁判決の内容を無視している。

イ 神戸地裁判決は、「一般人基準」を採ることで、原則として児童生徒の特定はできず、クラス担任や部活動担当教師の名前や学校名を不開示にすることを明白に否定したものであり、学說的にも評価されている。他方で神戸地裁判決は、小規模校や被害児童生徒のプライバシーにより深く関わる例外的な体罰事例がある場合に、例外的に不開示とすることまでは禁じていないのであるから、例外的な事情があるなら、そのことを明示した上で不開示とすればよいのである。

ウ 弁明書の問題点は、山形県の全ての公立学校が一律にこうした例外に当たるという主張になり、関連判決は適用されないと判断している点であり、極端な拡張解釈であり、法治行政として許されない恣意的な、司法判断の排除である。

④ 条例第6条第1項第2号該当性について

弁明書では、「被害児童生徒や保護者の発言や動向全てについて、個人の権利利益を害するおそれがあるとは言えない」と認めているにも関わらず被害児童生

徒や保護者の発言や動向の多くが不開示とされている。弁明書がいうような「児童生徒の『不適切な行為』のうち、その程度が著しいもの」という理由は、拡大解釈されていると思われる。本来この条文が保護すべき高度なセンシティブ情報以外の情報に拡張して適用しているのであれば違法であると判断されるべきである。これらについては、インカメラ審査の上、本当にセンシティブ情報かどうかという実質的基準から判断されるべきである。

⑤ 条例第6条第1項第6号該当性について

抽象的に該当性がいわれるばかりで、審査請求書で求めた要件を全く満たしていない。条例の解釈基準でも、「『支障』の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また、『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。」とされ、「開示・不開示を判断する際は、個別の事案につき開示することによる利益と行政の事務・事業に支障を及ぼすことの不利益との比較衡量による」とある。関連判決は、実質的な支障も、法的保護に値する蓋然性も認めていない。

加害教員の氏名を開示する利益は、その不利益と比較衡量して高いものと判断しているともいえる。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるものである。

2 弁明の理由

実施機関が、弁明書及び審査会における意見聴取において主張している本件処分の理由は、次のとおりである。

(1) 本件処分について

- ① 本件処分は、条例の規定に基づくものであり、適当である。
- ② 本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきものである。

(2) 条例第6条第1項第2号該当性（公務員の職務の遂行に係る情報）について

- ① 体罰事故報告書は、加害教員が体罰という非違行為を行ったことについての記録であり、当該事故報告書の内容等を踏まえ、懲戒処分の基準等に基づき、加害教員に対する懲戒処分等を例外なく行ったものである。
- ② 当該事故報告書に記載されている行為は、懲戒処分等の原因に他ならず、加害教員にとって、公務遂行等に関して非違行為があったことを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人の評価をも低下させる性質を有する情報というべきで

あり、私事、個人に関する情報の面を含むものと認められる。

- ③ 当該事故報告書に記載された加害教員の氏名に関する情報は、条例第6条第1項第2号ただし書口に規定する「職務の遂行に係る情報」ではあるものの、同口中「開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合」に該当し、不開示情報に該当する。
- ④ 平成18年大阪高裁判決において、「加害教員その他の教職員が懲戒処分等を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むということができ、このような情報は非開示事由に該当すると解することが相当である。」と示されている。
本件処分を行った事案は、加害教員が体罰を理由とした懲戒処分等を受けた原因を示すものであることから、平成18年大阪高裁判決の当該部分に該当する。

(3) 条例第6条第1項第2号該当性（懲戒処分の公表等）について

- ① 体罰事故報告書に記載された加害教員の氏名に関する情報は、条例第6条第1項第2号ただし書口の中で規定する不開示情報に該当する。
- ② 当該事故報告書は、懲戒処分等の手続きにおける関係書類であり、懲戒処分等を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であり、私事に関する情報を含むことから、加害教員が特定されることがない形での部分開示決定を行っている。
- ③ 教職員に懲戒処分を行った場合の当該教職員の氏名等の公表基準において、懲戒免職以外の懲戒処分の場合、当該教職員の所属の種別、職種、年齢及び性別を原則として公表することを定めており、処分を受けた職員の個人情報の保護や被害者が存在する場合における被害者のプライバシーの保護を図るため、また、公表することが教育的配慮から望ましくない場合は、その内容について全部又は一部を公表しないものと定めている。
- ④ 教育委員会では、処分時に事案の概要及び処分の内容を公表することとしており、公表内容は、新聞、テレビにより報道されていることから、体罰に関する事故報告の開示請求に対して、加害教員の氏名、学校名等を開示した場合は、当該加害教員がどのような処分を受けたかが、容易に特定され得ることとなる。
- ⑤ 体罰事故報告書は、懲戒処分等と密接な関係にある一体のものであり、当該事故報告書に記載された内容は、加害教員の私事に関する情報の面を含むものであることから、懲戒処分等を受けた加害教員の特定につながる加害教員の氏名、学校名等の氏名に関する情報は、条例第6条第1項第2号ただし書口の中で規定する不開示情報に該当する。

(4) 条例第6条第1項第2号該当性（被害児童生徒の特定の可能性）について

- ① 市町村名、学校名及び校長名を開示することにより、既に開示している被害児童生徒の学年、学級名、性別等と合わせて、加害教員及び被害児童生徒を識別することができることから、条例第6条第1項第2号本文の不開示情報に該当する。
- ② 本県では、少子化による児童生徒数の減少により、学校規模の縮小が進行しており、小規模校において体罰が発生した場合に、市町村名、学校名、校長名及び加害教員の氏名を開示することは、被害児童生徒の特定につながる可能性が高いことから、条例第6条第1項第2号本文の不開示情報に該当する。

(5) 条例第6条第1項第2号該当性（個人の権利利益の保護）について

- ① 条例第6条第1項第2号において、「特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報としており、特定の個人が識別されない場合でも、個人の人格と密接に関連したり、開示された場合に財産権その他の個人の正当な利益を害するなど、個人の権利利益を害するおそれが認められる情報については、個人の権利利益の保護のために不開示とすることができるものとされている。
- ② 被害児童生徒や保護者の発言や動向全てについて、個人の権利利益を害するおそれがあるとは言えないが、体罰事故報告書に記載された被害児童生徒の「不適切な行為」のうち、その程度が著しいものについては、これを公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1項第2号本文の不開示情報に該当する。

(6) 条例第6条第1項第6号該当性について

- ① 体罰事故報告書は、学校における体罰事故について、関係当事者からの聞き取り等による事実確認を経て作成したものであり、関係当事者には被害を受けた児童生徒やその保護者も含まれる。
- ② 聞き取りの内容の全てが公開されることが予定されているとあっては、関係当事者から正直で率直な話を聞き取ることが困難となり、事故の全容把握に著しい支障が生じ、加害教員に対する的確な指導や処分が行えなくなるおそれがあることから、「当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、条例第6条第1項第6号の不開示情報に該当する。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政に関する情報の公開を請求する権利を定めたものであり、実施

機関は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書を開示しなければならないとされている。

当審査会は、この「原則開示」の理念に立って、本件処分において、実施機関が一部開示と判断したことの妥当性について検討を行った。

なお、個人情報審査対象としていることから、非公開で実施したところである。

2 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に係る文書は、第2の2のとおりであり、具体的には、県内の公立小学校、中学校及び高等学校で発生した教職員の体罰について、これらの小学校又は中学校から市町村教育委員会に、市町村教育委員会から県教育事務所に、高等学校又は県教育事務所から実施機関にそれぞれ提出された、加害教員、被害児童生徒及び保護者の氏名、体罰事故の発生日時及び場所並びに体罰事故の概要及び経過等が記載された報告書である。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第6条第1項第2号該当性について

① 条例第6条第1項第2号の規定について

条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示事由としているが、同号ただし書により、次に掲げる情報は、同号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない。

(イ) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(ロ) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報（開示をすることにより、当該公務員

等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する情報を除く。)

② 条例第6条第1項第2号前段該当性について

[公務員等の職務の遂行に係る情報への該当性について]

ア 本件公文書は、学校名、校長名、加害教員名、被害児童生徒の氏名、保護者名、文書番号、体罰事故の発生場所等が記録されており、これらの情報は、公務員である加害教員が被害児童生徒に対して体罰を行ったことを示す情報である。

体罰が教育現場における教育指導等の過程において発生する性質であることを踏まえると、これらの情報は、条例第6条第1項第2号ただし書口に規定する「公務員等の職務の遂行に係る情報」に該当し、原則、開示すべきである。

[公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合への該当性について]

イ ところで、加害教員名について、実施機関は、加害教員が懲戒処分等を受けていること、本件公文書に記載されている加害教員の行為が懲戒処分等の原因となった行為であり、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人の評価をも低下させる性質を有する情報であること等から、条例第6条第1項第2号口括弧書き「開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合」に該当し、不開示情報に該当すると主張している。

そこで、加害教員名を開示することで「当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれ」がある、とする実施機関の主張について検討する。

ウ まず、本件公文書に記載されている情報は、全て職務遂行に係る情報であることから、加害教員名を開示することは、条例に基づくものであり、体罰という非違行為が行われた場合には、その調査・報告が行われることは当然のことであり、かつ、その段階で、当該教職員が何らかの懲戒処分等を受ける相当の蓋然性のあることは自明の理であるところ、当該情報を開示すること自体が「不当」に権利を侵害するということとはできない。

また、生活に「不当に影響を与えるおそれがある」との主張について、実施機関は抽象的にその可能性をいうに過ぎず、具体的に蓋然性を立証し、

それが、何故、「不当」な影響であるといえるのかについて示しているとはいえない。

エ そして、実施機関が主張しているように、このような調査・報告がされたことを示す情報を公務員の立場を離れた個人の情報と捉えたとすると、体罰をはじめとする公務遂行上の非違行為に関する情報は全て条例第6条第1項第2号前段の不開示情報として開示されないことになり、条例の本来の趣旨及び目的が没却されてしまい容認できない。

[平成18年大阪高裁判決を不開示根拠とすることについて]

オ 次に、実施機関は、平成18年大阪高裁判決を引用して加害教員名を不開示とする根拠としているが、同判決は、「加害教員その他の教職員が懲戒処分等を受けたこと」を示す文書について、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有するものとして、非公開が妥当であるとしているにすぎず、本件公文書は、懲戒処分等の手続きにおける関係書類ではあっても、加害教員に対して懲戒処分等が行われたことを示す情報は記録されていないことが認められる。

このことから、本件公文書は、同判決における「体罰発生報告書」と同様なものであると認められるところ、同判決では、当該文書の加害教員名について開示を命じており、同判決を根拠として本件公文書における加害教員名を不開示とするという実施機関の主張は失当である。

[被害児童生徒の識別可能性について]

カ 次に、実施機関は、市町村名、学校名及び校長名を開示すると、既に開示している被害児童生徒の学年、学級名、性別等と合わせて、被害児童生徒を識別することができる可能性があること、また、県内では学校規模の縮小が進行しており、小規模校において体罰が発生した場合に、市町村名、学校名、校長名及び加害教員名を開示することは、被害児童生徒の特定につながる可能性が高いことから、同じく条例第6条第1項第2号前段の不開示情報に該当すると主張するが、このことについて、次のとおり判断する。

キ 上記の情報は、それだけで特定の個人を識別できるものではない。ただ、条例第6条第1項第2号前段は、「他の情報と照合することにより識別され得るもの」についても、個人識別情報として不開示情報とすることを定めている。

そして、「他の情報」については、原則公開という本県条例の趣旨に鑑みると、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報ではなく、一般人が通常入手し得る情報を意味すると考えるべきである（「一般人基

準」)。

ただ、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーに関わる情報が開示されることにより、同人の人格的利益が著しく侵害され、同人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる特段の事情がある場合には、当該個人の保護のため、例外的かつ限定的に「特定人基準」を採ることが認められると解される。

しかしながら、当審査会において本件公文書をインカメラ審査によって確認したところ、当該被害児童生徒のプライバシーに関わる情報が開示されることにより、同人の人格的利益が著しく侵害され、同人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性があるとの特段の事情は認められなかったため、本件開示請求に係る条例第6条第1項第2号前段該当性については、「一般人基準」によって判断すれば足り、例外的かつ限定的に「特定人基準」で判断すべき場面はなかった。

ク そして、本件処分において不開示とされた情報のうち、加害教員名と学校名（加害教員名と学校名を特定できる情報を含む）については、インカメラ審査の結果、本件処分において既に開示された部分を含め、一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、被害児童生徒を識別することが相当程度確実であるとは認められず、開示すべきである。

また、実施機関は、県内における学校規模の縮小の進行により、小規模校において上記情報を開示した場合の個人識別可能性について主張するが、当審査会において各学校の在籍者数を示す一覧資料である「山形県学校名鑑」等により検分したところによると、本件公文書には、例外的な扱いが必要であるほど児童生徒数が極端に少ない小規模校の事案は含まれておらず、また、本件公文書に記載されている学級等において、記載されている児童や生徒が極端に絞られるなどして特定され得るようなおそれはなく、上記の判断を覆す事情は認められない。

[条例第6条第1項第2号前段該当性の結論]

ケ したがって、別表No.①の部分については、これらを公開しても特定の個人が識別され、又は識別され得るとは認められないことから、条例第6条第1項第2号前段に該当せず、開示すべきである。

また、別表No.②～⑥の部分についても、実施機関は、条例第6条第1項第2号前段に該当することを理由に不開示としているが、これらは、学校が加

害教員や被害児童生徒及び関係者に対して行った調査により判明した、体罰事故の概要や経過、体罰事故の処理状況等の情報であり、これらを公開しても特定の個人が識別され、又は識別され得るとは認められないことから、併せて開示すべきである。

③ 条例第6条第1項第2号後段該当性について

ア 本件公文書には、加害教員に対する評価、加害教員の謝罪・反省の弁、心情の吐露、思想・信条、被害児童生徒に対する評価、被害児童生徒及び関係者に関する情報が記録されている。

イ そこで、本件公文書を見分したところ、他者に対する具体的な評価、具体的な心情の吐露や謝罪、反省等が記録されていることが確認された。これらは、個人識別性がなくても個人の権利利益が害されるおそれがあると認められ、条例第6条第1項第2号後段に該当することから、不開示とすべきである。

ウ ただし、別表No.⑦～⑳の部分については、被害児童生徒及び関係者の発言や行為に関する情報又は被害児童生徒及び関係者の心情の吐露等に関する情報であるが、その内容は、一般的・抽象的であったりするなど、特定の個人の人格と密接に結びつくような類のものではなく、これらの情報を開示しても、個人の権利利益を害するおそれがあると認められないことから、条例第6条第1項第2号後段に該当せず、開示すべきである。

(2) 条例第6条第1項第6号該当性について

① 条例第6条第1項第6号の規定について

条例第6条第1項第6号は、県等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」等のおそれ、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示事由としている。

② 条例第6条第1項第6号該当性について

ア 本件公文書には、加害教員に対する評価、加害教員の謝罪・反省の弁、心情の吐露、思想・信条、被害児童生徒に対する評価、被害児童生徒、関係者の心情の吐露等に関する情報が記録されている。

イ そこで、本件公文書を見分したところ、他者に対する具体的な評価、具

体的な心情の吐露や謝罪・反省等が記録されていることが確認された。

これらが開示されることとなれば、今後、実施機関が教員や児童生徒、関係者に対し調査等を行った場合、率直な表現がためらわれ、上辺だけの形式的な表現に傾くなど、今後の同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められることから、条例第6条第1項第6号に該当し、不開示とすべきである。

ウ ただし、別表No.④、⑦～⑩、⑬～⑱、⑳及び㉘～㉚の部分については、学校が、加害教員や被害児童生徒及び関係者に対して行った調査により判明した、体罰事故の概要や経過、体罰事故の処理状況等を示したものであり、通常、学校がこのような調査等を行えば判明することが想定され得る単なる事実等の情報であったり、あるいは形式的な情報等であることから、これらを開示したとしても、関係者の信頼関係を損ない今後の同種の事務事業に支障が生じるとは認められないことから、条例第6条第1項第6号に該当せず、開示すべきである。

4 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別 記

年 月 日	処 理 内 容
平成30年6月14日	審査庁から諮問を受けた。
平成30年12月12日 (第41回審査会)	事案の概要説明及び事案の審議を行った。
平成31年1月22日 (第42回審査会)	事案の審議を行った。
平成31年2月19日 (第43回審査会)	事案の審議を行った。
平成31年3月19日 (第44回審査会)	事案の審議を行った。
令和元年5月17日 (第45回審査会)	事案の審議を行った。
令和元年6月14日 (第46回審査会)	実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
令和元年7月31日 (第47回審査会)	事案の審議を行った。
令和元年9月12日 (第48回審査会)	事案の審議を行った。
令和元年10月25日 (第49回審査会)	事案の審議を行った。
令和元年11月29日 (第50回審査会)	事案の審議を行った。
令和2年1月16日 (第51回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：平成31年4月1日～平成33年3月31日

氏 名	役 職	備 考
伊 藤 三 之	弁護士	会長
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
伊 藤 春 江	社会保険労務士	委員
須 賀 ま り 子	元山形市教育委員	委員
渡 辺 麻 里	弁護士	委員

別表

No.	公文書名	開示すべき部分 (※)
条例第6条第1項第2号前段非該当		
①	全ての公文書に共通な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教員名 ・加害教員の担任・校務分掌に関する情報 (加害教員の担当する部活動に関する情報を除く。) ・学校名 (学校名を特定できる情報を含む) ・教育委員会名 ・校長名及び教育長名 (校長印及び教育長印を含む) ・文書番号
②	平成25年3月15日付け 職員の事故について(報告)	3ページ 22行目最後の文字から 24行目 17文字目まで
③	平成25年3月11日付け 教職員の事故について(報告)	7ページ6行目5文字目から 18文字目まで
④	平成25年3月28日付け 職員の事故について(報告)	22ページ 32行目 27文字目から 33行目 23文字目まで
⑤	平成25年3月28日付け 職員の事故について(報告)	53ページ 26行目 35文字目から 27行目 5文字目まで
⑥	平成25年4月5日付け 教職員の事故について(報告)	84ページ 14行目 26文字目から 35文字目まで
条例第6条第1項第2号後段非該当		
⑦	平成25年3月11日付け 教職員の事故について(報告)	6ページ 46行目 10文字目から 15文字目まで

⑧	平成 25 年 3 月 11 日付け 教職員の事故について(報告)	7 ページ 4 行目最初の 文字から 29 文字目ま で
⑨	同上	7 ページ 24 行目 17 文 字目から 38 文字目ま で
⑩	同上	8 ページ 30 行目 24 文 字目から 31 行目 23 文 字目まで
⑪	平成 25 年 4 月 12 日付け 職員の事故について(報告)	14 ページ 16 行目 16 文字目から 30 文字目 まで
⑫	平成 25 年 3 月 21 日付け 職員の事故について(報告)	15 ページ 16 行目 22 文字目から 35 文字目 まで
⑬	同上	15 ページ 19 行目 3 文 字目から 20 行目最初 の文字まで
⑭	同上	16 ページ 5 行目 6 文 字目から最後の文字ま で
⑮	同上	16 ページ 6 行目 19 文 字目から 7 行目 28 文 字目まで
⑯	平成 25 年 3 月 28 日付け 職員の事故について(報告)	19 ページ最後の行 18 文字目から 31 文字目 まで
⑰	平成 25 年 3 月 29 日付け 職員の事故について(報告)	25 ページ 3 行目 13 文 字目から 5 行目 12 文 字目まで
⑱	平成 25 年 3 月 28 日付け 職員の事故について(報告)	28 ページ 22 行目 39 文字目から 23 行目 29 文字目まで
⑲	平成 25 年 3 月 29 日付け 教職員の事故について(報 告)	35 ページ 1 行目 4 文 字目から 2 行目 11 文 字目まで
⑳	平成 25 年 3 月 29 日付け 職員の事故について(報告)	43 ページ 17 行目 36 文字目から 18 行目 12 文字目まで

⑳	平成 25 年 3 月 22 日付け 職員の事故について(報告)	47 ページ 24 行目 13 文字目から 41 文字目 まで
㉑	平成 25 年 3 月 22 日付け 職員の事故について(報告)	47 ページ 26 行目 6 文 字目から 31 文字目ま で
㉒	同上	47 ページ 28 行目 36 文字目から 29 行目 29 文字目まで
㉓	同上	47 ページ 29 行目最後 の文字から 30 行目 9 文字目まで
㉔	同上	47 ページ 30 行目 12 文字目から最後の文字 まで
㉕	平成 25 年 3 月 28 日付け 職員の事故について(報告)	60 ページ 10 行目 4 文 字目から 21 文字目ま で
㉖	平成 25 年 3 月 29 日付け 職員の事故について(報告)	81 ページ 31 行目 27 文字目から最後の文字 まで
条例第 6 条第 1 項第 6 号非該当		
④、⑦～⑩、⑬～⑱、㉒		
㉗	平成 25 年 3 月 28 日付け 職員の事故について(報告)	26 ページ 17 行目 2 文 字目から 13 文字目ま で
㉘	同上	26 ページ 17 行目 17 文字目から 27 文字目 まで
㉙	平成 25 年 3 月 29 日付け 教職員の事故について (報 告)	34 ページ 25 行目 17 文字目から最後の文字 まで
㉚	平成 25 年 3 月 29 日付け 職員の事故について(報告)	42 ページ 9 行目 22 文 字目から 38 文字目ま で
㉛	平成 25 年 3 月 28 日付け 職員の事故について(報告)	60 ページ 3 行目最初 の文字から 8 文字目ま で
㉜	同上	60 ページ 13 行目 27

		文字目から 14 行目 30 文字目まで
③④	平成 25 年 4 月 15 日付け 職員の事故について(報告)	73 ページ 20 行目最初の文字から 14 文字目まで
③⑤	平成 25 年 3 月 19 日付け 事故報告書	88 ページ 25 行目最初の文字から 27 文字目まで
③⑥	平成 25 年 3 月 19 日付け 事故報告書	89 ページ 24 行目最初の文字から 27 文字目まで
③⑦	平成 25 年 3 月 17 日付け 事故報告	94 ページ 27 行目 31 文字目から 28 行目の最後の文字まで
③⑧	平成 25 年 3 月 19 日付け 事故報告書	96 ページ 24 行目最初の文字から 27 文字目まで
③⑨	平成 25 年 3 月 29 日付け 事故報告書	108 ページ 8 行目 14 文字目から 28 文字目まで
④⑩	平成 25 年 3 月 22 日付け 事故報告書	110 ページ 25 行目 17 文字目から 30 文字目まで

(※)

- 1 ページ数とは、本件公文書に 1 枚目から順次ページを振ったものである。
- 2 ○行目とは、文字が記載されている最初の行を 1 行目として、以降、文字が記載されている行のみを順次数え上げたものであり、文字が記載されていない行は含まれない。
- 3 ○文字目とは、1 行中に記載された文字の一番左側の文字を 1 文字目として、順次数え上げたものである。なお、句読点、文字の記号等及び括弧はそれぞれ 1 文字とみなし、空白は除いている。